山口県知事が認めた者が処理したことを証明する書類

　シンガポール向け輸出フグの衛生証明申請書に係るフグは、下記に示すふぐの処理の規制に関する条例（昭和56年　山口県条例第１号）第２条第３項に規定するふぐ処理師本人が処理したフグであることを証明します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処理を行ったふぐ処理師氏名 | ふぐ処理師名簿 | |
| 登録番号 | 登録年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

注意：ふぐの処理を行ったふぐ処理師全員について記載すること。

証明者　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印